

## 社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項～理事会

**社会福祉法の改正**が平成 28 年 3 月 31 日に行われました。

それに伴って、厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課から「**社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)**」という事務連絡が発出されています。

この考え方に沿って、厚生労働省令が作成される予定です。

その内容をまとめます。

今シリーズ第 5 回は、**理事会**を取り上げます。

### 1. 理事会の権限

改正法により、理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなります。

#### イ. 理事の組織

理事会は、全ての理事で組織されます(法第 45 条の 13 第 1 項)。

#### ロ. 理事会の職務

##### ① 業務執行の決定

理事会は、社会福祉法人の業務執行に関する意思決定を行います(法第 45 条の 13 第 2 項第 1 号)。

##### ② 理事の職務執行の監督

理事会は、理事の職務の執行を監督します(法第 45 条の 13 第 2 項第 2 号)。

##### ③ 理事長の選定及び解職

**理事会は、理事長の選定及び解職を行います**(法第 45 条の 13 第 2 項第 3 号及び同条第 3 項)。

#### ハ. 理事に委任することができない事項

社会福祉法人においては、重要な財産の処分及び譲り受け等、法第 45 条の 13 第 4 項各号に列挙されている事項についての決定を理事に委任することができないこととされています(同条第 4 項)。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生じるのを避けるためです。

## 2. 理事会の運営

### ① 理事の招集

#### ① 理事会の招集権者

理事会の招集権限は、原則として各理事にあります(法第 45 条の 14 第 1 項本文)。ただし、定款のさだめ又は理事会の決議によって、特定の理事を招集権者と定めることができます(同項ただし書)。

#### ② 招集通知

理事会を招集する者は、理事会の日の原則として 1 週間(定款による短縮が可能)、前までに、理事及び監事の全員に通知を送信しなければなりません。

通知の方法については、評議員会の招集の場合と異なり、限定はなく、書面でも口頭でもその他の方法でも差支えありません。また、議題を通知することも必須ではありません。

### ② 理事会の決議

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(定款による引き上げが可能)が出席し、その過半数(定款による引き上げが可能)をもって行います(法第 45 条の 14 第 4 項)。

理事会の決議の公正を期する必要があることから、**決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができません**(同条第 5 項)。



また、理事会における議決権の行使について、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められません。これは、理事には、行銀と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられており(法第 38 条、民法第 644 条)、理事会は、このような理事が参集して相互に十分な討議を行うことによって意思決定を行う場であるからです。

ただし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められます。

### ③ 理事会の議事録等

理事会の議事については、議事録を作成しなければなりません。

議事録が書面で作成されているときは、出席した理事（定款で署名又は記名押印しなければならない者を、出席した理事長と定めた場合には、当該出席した理事長）及び監事が署名又は記名押印しなければなりません（法第 45 条の 14 第 6 項）。議事録が電磁的記録で作成されているときは、法第 45 条の 14 第 7 項を参照してください。

また、理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめない者は、その決議に賛成したものと推定されます（同条第 8 項）。

### 3. 内部管理体制の整備

一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（**内部管理体制の整備**）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなります（法第 45 条の 13 第 4 項第 5 号及び第 5 項）。

参考例が用意されています。